

京都市エコドライブ支援機器の貸与に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エコドライブの普及啓発を推進することを目的とした、エコドライブ支援機器（以下「支援機器」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコドライブシミュレーター パソコンを使用し、ステアリング等と組み合わせることで、エコドライブの方法を習得するための機器一式「Honda セーフティナビ」をいう。
- (2) 燃費計 自動車と接続し、瞬間燃費や平均燃費等を測定し表示するための機器「燃費マネージャー」をいう。
- (3) 支援機器 エコドライブシミュレーター（以下「シミュレーター」という。）及び燃費計のことをいう。
- (4) エコドライブ推進事業所 エコドライブ推進事業所登録事業実施要領に定める、エコドライブを自ら実践し、積極的にエコドライブの普及・啓発に取り組む事業所をいう。

(対象)

第3条 支援機器の貸与の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) エコドライブ推進事業所
- (2) エコドライブに関する講習会を実施する者
- (3) 本市各所属

(支援機器)

第4条 貸与する支援機器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) シミュレーターについては、別表1に定めるとおりとする。
- (2) 燃費計については、別表2に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 支援機器の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、貸与を受けようとする日の10日前までに、エコドライブ支援機器貸与承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の申請に基づき、貸与の可否を決定し、エコドライブ支援機器貸与

承認（不承認）通知書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知する。

2 市長は、貸与の決定に当たり、必要に応じ条件を付することができる。

（貸与）

第7条 貸与の期間は1週間以内とし、無償で貸与するものとする。

2 前条の規定により貸与承認を受けた者（以下、「借受人」という。）は、エコドライブ支援機器受領書兼誓約書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 支援機器の設営及び撤収は本市職員が行い、設営時及び撤収時に動作確認を行うものとする。

（貸与条件）

第8条 借受人は、支援機器の貸与に際し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与を受けてから本市に返却するまでの期間、善良な管理者の注意義務をもって利用、保管すること。

(2) 対価を得るため又は広告宣伝のために利用しないこと。

(3) エコドライブ推進及びそれに付随する取組以外の目的に利用しないこと。

(4) 処分、転貸又は譲渡し、若しくは担保の用に供しないこと。

(5) 改造や改装など、その現状に変更を加えないこと。

(6) ソフトウェアをインストールし、又は他のハードウェアを接続しないこと。

(7) データのコピー及び消去等しないこと。

(8) インターネットその他のネットワークに接続しないこと。

(9) 利用に当たって、京都市個人情報保護条例第5条に基づき、個人情報の保護に努めること。

(10) 前各号のほか、支援機器の利用に関して、市長の指示に従うこと。

（貸与の延長）

第9条 借受人は、第7条第1項に定める貸与期間について、最長1週間に限り、延長を申請することができる。

2 借受人は、貸与の期間の延長を希望する場合は、当初の貸与期間の最終日までに、エコドライブ支援機器貸与承認申請書（第1号様式）により、その旨を市長に申請するものとする。

3 市長は、別の申請者がいない場合、その他本市のエコドライブ推進事業に支障のない範囲で、貸与期間の延長を承認することとし、第6条の例により、その結果を通知する。

（返却）

第10条 借受人は、第6条又は前条の規定による貸与承認通知書に記載する貸与の期間内

に支援機器を返却しなければならない。

(利用結果の報告)

第 11 条 借受人は、支援機器の返却に当たり、エコドライブ支援機器利用報告書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸与承認の取消し等)

第 12 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

(1) 第 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第 8 条の規定に違反したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正な手段により貸与の承認を受けた事実が明らかになったとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、貸与承認の取り消しにより、借受人に損害が生じた場合においても、それに伴う一切の損害を補償しない。

(紛失又は損傷の報告)

第 13 条 借受人は、支援機器を紛失し、又は損傷させたときは、エコドライブ支援機器紛失・損傷報告書（第 6 号様式）により、市長に報告しなければならない。

(賠償責任)

第 14 条 市長は、借受人が故意又は重大な過失により支援機器を紛失し、又は損傷させたと認めるときは、借受人の全額負担による原状回復をもって、賠償させることができる。ただし、本市が加入する保険等により補填される額があるときは、その額を控除することができる。

2 市長は、借受人が支援機器の利用中において被った損害又は傷害について、責任を負わない。

(その他)

第 15 条 この要領において別に定めることとされている事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要領は、決定日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係)

シミュレーター		
1	パソコン本体	1 台
2	モニター	1 台
3	ステアリング (ハンドル)	1 台
4	フットペダル (アクセル/ブレーキペダル)	1 台
5	マウス	1 個
6	キーボード	1 台
7	上記 1～5 に付属する接続コード類	一式
8	説明書	一式

別表 2 (第 4 条関係)

燃費計		
1	燃費計	最大 5 台
2	説明書	1 台につき一式

第1号様式（第5条関係）

エコドライブ支援機器貸与承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（事業所の所在地又は代表者の住所） 〒	申請者の氏名（事業所等の名称及び代表者名） 電話

京都市エコドライブ支援機器の貸与に関する要領第5条の規定により、エコドライブ支援機器の貸与を申請します。

貸出機器及び台数	<input type="checkbox"/> エコドライブシミュレーター	
	<input type="checkbox"/> 燃費計	台
貸出期間	年 月 日 ~	年 月 日
燃費計の場合 使用予定の車両の名称等	車 名	
	型 式	
	年 式	

注 燃費計はディーゼル車では使用できません。また、車種により適合しない場合があります。

担 当 者	フリガナ	
	氏 名	
	所属, 役職等	
	住 所	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長

エコドライブ支援機器貸与承認（不承認）通知書

年 月 日付で、申請のあったエコドライブ支援機器の貸与について、エコドライブ支援機器の貸与に関する要領第6条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 次のとおり貸与することを承認します。

(1) 貸与するエコドライブ支援機器及び台数

エコドライブシミュレーター

燃 費 計 (台)

(2) 貸与期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 次の理由により不承認とします。

(貸与条件)

1 要領第8条で定めるもの

- (1) 貸与を受けてから本市に返却するまでの期間, 善良な管理者の注意義務をもって利用, 保管すること。
- (2) 対価を得るため又は広告宣伝のために利用しないこと。
- (3) エコドライブ推進及びそれに付随する取組以外の目的に利用しないこと。
- (4) 処分, 転貸又は譲渡し, 若しくは担保の用に供しないこと。
- (5) 改造や改装など, その現状に変更を加えないこと。
- (6) ソフトウェアをインストールし, 又は他のハードウェアを接続しないこと。
- (7) データのコピー及び消去等しないこと。
- (8) インターネットその他のネットワークに接続しないこと。
- (9) 利用に当たって, 京都市個人情報保護条例第5条に基づき, 個人情報の保護に努めること。
- (10) 前各号のほか, 支援機器の利用に関して, 市長の指示に従うこと。

2 貸与承認に当たって付するもの

()

第3号様式（第7条関係）

エコドライブ支援機器受領及び誓約書

(あて先)京都市長	年 月 日
申請者の住所（事業所の所在地又は代表者の住所） 〒	申請者の氏名（事業所等の名称及び代表者名） 電話

私は、京都市エコドライブ支援機器の貸与に関する要領の内容に同意のうえ、下記のとおり、京都市長からエコドライブ支援機器の貸与を受けます。当該機器の貸与を受けるに当たり、付された条件を遵守します。

記

1 貸与を受ける物品

(1) エコドライブシミュレーター

- パソコン本体
- モニター
- ステアリング（ハンドル）
- フットペダル（アクセル／ブレーキペダル）
- マウス
- キーボード
- 上記に付属する接続コード類
- 説明書

(2) 燃費計

- 燃費計（ 台）
- 説明書

2 貸与を受ける期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第4号様式（第11条関係）

エコドライブ支援機器利用報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（事業所の所在地又は代表者の住所） 〒	申請者の氏名（事業所等の名称及び代表者名） 電話

貸出機器及び台数	<input type="checkbox"/> エコドライブシミュレーター	
	<input type="checkbox"/> 燃費計	台
貸出期間	年 月 日 ~	年 月 日

1 エコドライブシミュレーター

利用人数	人
利用回数	回

2 燃費計

利用台数	台
利用した車名等	車名
	型式
	年式

成果・感想	
-------	--

※ 別途、燃費向上実績や研修実施状況などが分かる資料があれば御提供ください。

第5号様式（第13条関係）

エコドライブ支援機器紛失・損傷報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（事業所の所在地又は代表者の住所） 〒	申請者の氏名（事業所等の名称及び代表者名） 電話

年 月 日付で、貸与された支援機器について、紛失・損傷したため、エコドライブ支援機器の貸与に関する要領第13条の規定により、下記のとおり報告します。	
紛失・損傷した機器	<input type="checkbox"/> エコドライブシミュレーター
	<input type="checkbox"/> 燃費計
紛失・損傷した箇所	
紛失・損傷した原因	